省　令

○財務省令第二十六号

国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の七の五第一項第一号ハの規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十四条の十一の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の議会の議員の議員報酬の月額に相当する額）

第百十四条の十一の二　令第十一条の七の五第一項第一号ハの財務省令で定めるところにより算定した額は、地方公務員等共済組合法施行令第二十五条の七第一項第一号ハに規定する総務省令で定めるところにより算定した額とする。

附　則

この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。

○農林水産省令第三十四号

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第四十条第一項及び第二項の規定並びに第五十四条の六第一項の規定（これらの規定を同法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）に基づき、東日本大震災に対処するための水産業協同組合の貸借対照表及び会計帳簿に計上する繰延資産の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

告　示

○国家公安委員会告示第十四号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十三年五月十一日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月三十一日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N11－6	電動ハイブリッドスポーツバイクシティタイプ ＩＧＥＡＢ－03型	株式会社ジャパーナ 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目９番40号アルペン丸の内タワー
交　N11－7	ヤマハパス X732	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N11－8	ブリヂストンアシスタ A69	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N11－9	ＮＳＦ63 ＥＮＳＦ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　N11－10	ＮＨＬ632 ＥＮＨＬ632	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　N11－11	ＮＨＢ032 ＥＮＨＢ032	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　N11－12	ラブＳＮＡ26 ＦＺ８ＡＡ	スズキ株式会社 静岡県浜松市南区高塚町300番地
交　N11－13	ラブＳＮＡ24 ＦＺ８ＡＢ	スズキ株式会社 静岡県浜松市南区高塚町300番地
交　N11－14	ＮＭＭ033 ＥＮＭＭ033Ａ	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13

○国家公安委員会告示第十五号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十三年五月十一日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月三十一日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

型式認定番号	自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A11－6	電動ハイブリッドスポーツバイクシティタイプ ＩＧＥＡＢ－03型	株式会社ジャパーナ 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目９番40号アルペン丸の内タワー
交　A11－7	ヤマハパス X732	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A11－8	ブリヂストンアシスタ A69	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１

東日本大震災に対処するための水産業協同組合の貸借対照表及び会計帳簿に計上する繰延資産の特例に関する省令

（貸借対照表に計上する繰延資産の特例）

第一条　東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた事業用資産に係る損失が多額であってその全額を平成二十三年三月十一日が属する事業年度（以下「特定事業年度」という。）において負担することが困難な水産業協同組合法第二条に規定する水産業協同組合（次条において「特定水産業協同組合」という。）が同法第四十条第一項及び第二項（これらの規定を同法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により作成すべき貸借対照表については、水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号。以下「規則」という。）第百十条第三項第五号に掲げる資産のほか、その損失の全部又は一部について行政庁（規則第一条第十三号に規定する行政庁をいう。）の承認を受けたもの（次条において「特定震災損失」という。）を、同項第五号に定める繰延資産に属させることができる。

（会計帳簿に計上する繰延資産の特例）

第二条　特定水産業協同組合は、規則第百九十二条各号に掲げるもののほか、前条の規定により繰延資産に属させた特定震災損失の額を、規則第百九十二条の繰延資産として計上することができる。この場合においては、当該繰延資産を計上した特定事業年度の終了の日から十年以内に、毎事業年度の末日において均等額以上の償却をしなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。